

保険加入の案内

スポーツおおやまクラブ

YAKIYAMA スポーツクラブ

東富山温水プール

*** (公財) 富山市スポーツ協会では、傷害保険及び賠償責任保険に加入します***

入院・通院について治療日数1日目から、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

種類	対象		傷害保険金額				賠償責任保険 支払い限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 支払限度額	
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)			
スポーツ安全保険	スクール会員	子ども (中学生以下)	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円 ※急性心不全、 脳内出血など	
		大人 高校生以 上	64歳以下	2,000万円	3,000万円	4,000円			1,500円
		65歳以上	600万円	900万円	1,800円	1,000円			
レクリエーション 保険	スクール会員 (スポーツ安全保険適用前)		300万円	300万円	3,000円	1,500円	なし	なし	

※ スポーツ安全保険の年齢判断基準については、加入時期に関わらず、当該年度の4月1日時点での年齢となります。

※ スクール会員の方は、入会日によってスポーツ安全保険の適用日が異なります。

① 入会日が当月20日までの場合、翌月1日からスポーツ安全保険が適用されますので、入会日から当月末までは、レクリエーション保険の対応になります。

② 入会日が当月21日～31日までの場合、翌々月の1日からスポーツ安全保険が適用されますので、入会日から翌月末までは、レクリエーション保険の対応になります。

● 保険の対象として、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。

※対象とならない怪我

① 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴づれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害

② 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)

● 活動場所へ行く際の経路往復中の事故も補償します。

● 大会等(予め申請のあったものに限る)への参加の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。(スポーツ安全保険適用の方のみ対象)

● 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払日数は、スポーツ安全保険30日・レクリエーション保険90日が限度となります。

● 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。

● 入院・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

● 賠償責任保険については、担当施設に報告後、保険会社と直接交渉していただく場合があります。

*** 事故が発生した際は当協会職員まで直ちにお知らせ下さい***